

# あすなろ訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あすなろが設置するあすなろ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

## (事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護補助（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：あすなろ訪問看護ステーション
- (2) 所在地：兵庫県三田市三輪1丁目8番11号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師 1名（常勤）  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：看護師、准看護師 2名（1名常勤、1名非常勤）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護補助：必要に応じて雇用し配置する。  
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

## (営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、8月13日から8月15日、12

月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。  
但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第 8 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第 9 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助  
床ずれの予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。  
日常生活の維持、生活技能の獲得・拡大、対人関係の維持・構築
- (4) 精神症状の悪化や憎悪を防ぐ  
症状のモニタリング、症状安定・改善のためのケア、服薬・通院継続のための関わり
- (5) 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (6) 社会資源の活用

(緊急時における対応方法)

第 10 条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。  
2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。  
指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスの場合、その 1 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として支払いを利用者から受けるものとする。

次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費、タクシー、公共交通機関等を利用した場合実費。事業者の自動車を利用した場合は次の額を徴収する。

ステーションから片道 20 キロメートル未満 500 円

ステーションから片道 20 キロメートル以上 5 キロメートルごとに 100 円

- 3 訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料ならびにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また、利用料の支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

（通常業務を実施する地域）

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、三田市とする。

（相談・苦情対応）

- 第 13 条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

（事故処理）

- 第 14 条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
  - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第 15 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、そのについて、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

- 第 16 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
  - 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）

- 第 16 条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後 3 ヶ月以内の初任研修
  - (2) 年 2 回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
  - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする）。

(附則)

この規定は、平成25年10月1日から施行する。

改定 平成31年4月1日

改定 令和6年3月1日